

ペナルティーの強化

独占禁止法の改正

平成17年改正（施行日：平成18年1月4日）

1. 課徴金算定率の引上

- ・ 製造業等 大企業10%(6%)、中小企業4%(3%) * ()は改正前の算定率
- ・ 繰返し違反行為を行った場合は、上記の算定率を5割加算
- ・ 違反行為を早期にやめた場合は、上記の算定率を2割軽減

2. 課徴金減免制度の導入

立入検査前

1番目の申請者：免除

2番目の申請者：50%減額

3番目の申請者：30%減額

立入検査後

申請者：30%減額

対象事業者数合計3社

3. 犯則調査権限の導入

- ・ 刑事告発のために犯則調査権限導入

4. 審判手続きの見直し

- ・ 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い、不服があれば審判を開始

ペナルティーの強化

平成21年改正（施行日：平成22年1月1日）

1. 行為類型の拡大

排除型私的独占	製造業	6%
不当廉売・差別対価等	製造業	3%
優越的地位の濫用	製造業	1%

・主導的事業者に対して課徴金を5割増し

2. 課徴金減免制度の拡充

① 共同申請

同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める

② 減免対象者数の拡大

調査開始前と調査開始後で併せて5社まで(調査開始後は最大3社まで)拡大

3. 除斥期間の延長

排除措置命令・課徴金納付命令に係る除斥期間を現行の3年から5年に延長

4. 懲役刑の引き上げ

【現行】3年以下の懲役又は500万円以下の罰金



【改正】5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

ペナルティーの強化

刑法の改正

平成23年6月一部改正

公契約関係競売等妨害

96条の3 3年以下の懲役又は250万円以下の罰金(併科可能)

(改正前 競売等妨害罪:2年以下の懲役又は250万円以下の罰金)

営業停止処分

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正

平成19年10月1日施行

独占禁止法違反・刑法違反等で刑に処せられた場合

1. 代表権のある役員 1年間(90日以上)
2. 代表権のない役員又は政令で定める使用人 120日以上(60日以上)
3. その他の場合 60日以上(30日以上)

* ()書きは改正前の基準

ペナルティーの強化

違約金条項の改正

- 平成15年 6月 1日 国土交通省発注の全ての工事・建設コンサルタント業務
→違約金の額: 請負代金額の10%
- 平成17年10月 1日 WTO対象工事で、10年以内の再犯、誓約書の提出者、
及び確定判決で首謀者であると明らかにされている者
→違約金: 請負代金額の15%
- 平成24年12月10日 WTO対象工事以外で、確定した排除措置命令等で首謀者で
あるとされた業者
→違約金: 請負代金額の15%

指名停止措置要領の改正

- 平成17年10月1日 重大な独占禁止法違反行為等を追加
6月以上24ヶ月以下
- 平成19年9月1日 重大な独占禁止法違反行為等に対する強化措置
6月以上36ヶ月以下

* 重大な独占禁止法違反行為: 国土交通省直轄工事又は国土交通省所管
特殊法人の発注工事でWTO対象工事が含まれている場合で、独占禁止
法違反・刑法違反で刑事告発、逮捕又は公訴された場合